

審 第 7 5 5 号

答 申 第 5 2 7 号

令 和 元 年 7 月 3 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年12月5日付け高第1225号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第896号

平成29年11月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月8日付け高第851号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成27年5月11日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「骨折事故の内容付立入り調査報告書と内容付事故報告書（26年7/10日とその後も立入りをしたか） 26年9月27日重要な指導を（10年分調査すると）」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書をそれぞれ特定した。

(1) 監査結果概要（以下「本件対象文書1」という。）

(2) 事故報告書（平成23年12月3日付け）（以下「本件対象文書2」という。）

(3) 手書きの経過記録6枚（以下「本件対象文書3」という。）

(4) 介護日誌（夜勤）（以下「本件対象文書4」という。）

(5) 事故報告書2ページ（記入日 平成23年12月1日）（以下「本件対象文書5」という。）

(6) 緊急時に関する確認書（以下「本件対象文書6」という。）

(7) 居宅サービス計画書（1）（居宅サービス計画作成（変更）日 平成23年8月1日）（以下「本件対象文書7」という。）

(8) 居宅サービス計画書（2）（以下「本件対象文書8」という。）

(9) 週間サービス計画表（以下「本件対象文書9」という。）

(10) 居宅サービス計画書（1）（居宅サービス計画作成（変更）日 平成24年3月

9日) (以下「本件対象文書10」という。)

(11) 居宅サービス計画書(2) (以下「本件対象文書11」という。)

(12) 週間サービス計画表(以下「本件対象文書12」といい、本件対象文書1から同11と併せて以下「本件各対象文書」という。)

#### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年6月9日付け高第420号で行政文書部分開示決定を行ったが、平成29年9月8日付け高第850号で同決定を取り消し、同日付け高第851号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

#### 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年11月9日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

担当者手書きの経過記録5枚の黒塗り等を外して全開示するよう求めます。(他利用者及び無関係職員を除く)

#### 2 審査請求の理由

(1) 条例の目的第1条に実施機関は該当しない。

実施機関が開示した18枚のうち5枚(黒塗り)

18枚のうち5枚(前回分)とカルテ・看護サマリー等、黒塗り文書がなくても改ざん報告書と解される。

(2) 審査請求の理由の意見

ア 改ざん報告書があると確信した。

前回の開示13枚のうち5枚とカルテ・看護サマリー・主治医意見書等で改ざん報告書と解される。

介護日誌・本人の日誌を検証すると事故日は23年11月30日夕食後である。

23年12月1日介護日誌の利用者状況内容に2か所本人がいる、ここだけでも黒塗りを外し検証したい。

看護サマリー介護認定1、昨夜もトイレ誘導中バランスを崩したと、介護日誌に医療用語と痛みを訴えている本人。

本人の日誌には良眠と記載されていて、(丁寧な職員の手書き)カルテには12月1日15時31分入院計画と1ページの1番上に記載がある。

となると、明らかに事故報告書との矛盾が出る。

実施機関は請求人の主張に対して何も弁明せず、実施機関と本件事業所の利益を優先している。

(ア) 条例第8条第2号・第3号で黒塗りを決定した。が第1条で認められない。

(1条の目的は実施機関が事務又は事業をより明らかであれば…。) 覆す事実等がないと。

それと、前回5枚の書類を開示しなかった証拠の隠蔽になるので上記は認められない。

(介護法と条例違反となる)

(イ) 実施機関から今回開示された黒塗り書類は、外すことで更に改ざん報告書であるかが証明される。

実施機関は問題がないと断言するなら黒塗りを外して書面で弁明すべき。

一方的な利益を強調している実施機関は公平公正でない。

イ 委員会結論書で分かった事

(ア) 立ち入り調査で収集した18枚の文書のうち5枚を隠蔽した。

(イ) 立ち入り調査はカルテ等提出前である、状況次第で再度調査報告書を作成する。探索確認できなかった。

(ウ) 私の主張であるカルテ等の疑問に覆す弁明を示さなかった。

(エ) 委員会結論の2の(2) 本件事業所が実施機関に対して本件事故の報告書をしている。

介護保険指導課の職務は介護法基本に公正・公平指導をする。

### 3 反論書の要旨

審査請求の弁明の意見

29年11月9日に審査請求と主張意見書を含めて13枚提出。

29年12月6日に諮問通知と介護福祉課から弁明書を受理。

18枚（5枚黒塗り）を開示し却下したとの課の結論です。

再度の審査請求は前回の審議の続きです、  
介護福祉課は目的・趣旨から逸脱している。  
責任を求める。

13枚の一部黒塗りは請求人の主張に弁明してから、反論に条例です、弁明である  
施設職員の手書きや請求人情報には答えてない。

上記は矛盾点（時間が異なる等）を主張しているのに覆す弁明ない。

全黒塗り5枚（今回）は23年12月1日の手書き日誌などで事故発生前後の状況  
記録だ。

今回開示された黒塗り5枚については請求人の理由が解せない、課は改ざん書と  
認めているので弁明できないと断言します。

他機関に調査を委ねて頂きたいと思います。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 対象行政文書の特定及び内容について

###### (1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、上記第2の3のとおり12件の行政文書を特定し、本件決定を  
行った。

###### (2) 対象行政文書の内容

本件対象文書1は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき実施した  
監査の結果概要を報告した文書、本件対象文書2から同12は、当該監査の際に、  
事業者から提出を受けた文書である。

##### 2 処分の理由（部分開示の理由について）

###### (1) 条例第8条第2号該当性について

本件各対象文書に記載の対応者（施設長を除く）、担当者氏名、当事者氏名（ふりがな）、年齢、生年月日、記録者の印鑑の印影、個人の印鑑の印影、職員氏名、利用者名、報告者氏名、第一発見者氏名、対応職員名、連絡した家族名、氏名、申請者氏名、住所、主治医、居宅サービス計画作成者氏名及び署名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報である。

また、本件対象文書3に記載の情報は、個人の私生活及び心身の状況に関する詳細な情報であり、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、個人の機微に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

さらに、本件対象文書6に記載の情報は、急変時の延命処置を希望するか否かについての情報であり、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、個人の機微に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

## (2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書2に押印してある法人代表者の印影については、当該法人が特別な管理をしているものであり、公にすることにより、印影の偽造等が可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

## 3 弁明の内容

審査請求人は、本件決定について「条例第1条で認められない」、「前回5枚の書類を開示しなかった証拠の隠蔽になるので上記は認められない」、「問題がないと断言するなら黒塗りを外して弁明すべき」、「一方的な利益を強調している実施機関は公平公正でない」などと主張している。

しかしながら、本件決定は、条例第8条第2号及び第3号に該当する情報を不開示としたにすぎず、適法かつ正当に行われたもので、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、実施機関が介護保険法に基づき実施した監査の関係資料であって、上記第2の3で記載した各文書で構成されており、実施機関は、本件各対象文書中、別表の不開示部分欄に記載した各情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示とする本件決定を行っている。

## 2 本件決定について

審査請求人は、本件決定の取消しを求めると主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

### (1) 本件対象文書1

監査に対応した施設職員の氏名及び役職について

本件対象文書1には、別表のとおり、実施機関による監査に対応した施設職員の氏名及び役職が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該施設職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

### (2) 本件対象文書2

ア 施設で発生した事故の当事者の氏名（ふりがな）、年齢及び生年月日について

本件対象文書2には、別表のとおり、施設で発生した事故の当事者の氏名（ふりがな）、年齢及び生年月日が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該事故の当事者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 施設担当者の氏名及び法人代表者の印影について

実施機関は本件決定通知書において、本件対象文書2に記載されている施設の担当者の氏名及び法人の代表者の印影を開示しない部分として記載している。

この点、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、上記情報は、本件対象文書2を当該施設から収受した時点で既に黒塗りにされていたものであり、実施機関が本件決定で不開示としたものではないことが認められた。



したがって、上記情報の開示・不開示については、当審査会では判断しない。

なお、実施機関は、本件決定通知書及び弁明書でも、本件対象文書2を当該施設から収受した時点で上記情報が黒塗りの状態であったということを説明していない。実施機関は、行政機関の説明責任の観点からも、対象文書の作成経緯、収受された際の文書の状態等を具体的に説明すべきであった。

### (3) 本件対象文書3

#### ア 施設利用者の氏名について

本件対象文書3には、別表のとおり、施設利用者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該利用者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 経過記録者の印影

本件対象文書3には、別表のとおり、施設利用者の施設での経過を記録した施設職員の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、経過記録者である施設職員の氏名が記録されているもので、当該職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 経過記録が記載された部分について

本件対象文書3には、別表のとおり、施設利用者の施設での経過が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書3を見分したところ、当該部分は施設利用者の施設での経過を、対応した職員がその都度記録したものであり、当該利用者の健康状態

など施設での経過が詳細に記載されていることが認められた。

そうすると、上記情報は、施設利用者の心身の状況に関する情報であって、自身の健康状態などは本人にとってみだりに公開されることを望まないものと解されることから、公にすることにより、当該利用者個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 本件対象文書4

##### ア 施設職員及び施設利用者の氏名について

本件対象文書4には、別表のとおり、施設職員及び施設利用者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該職員又は当該利用者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### イ 施設職員の印影について

本件対象文書4には、別表のとおり、施設職員の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(3)イで検討した経過記録者の印影と同様に、施設職員の氏名が記録されているもので、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (5) 本件対象文書5

##### ア 施設職員、施設利用者及びその家族の氏名について

本件対象文書5には、別表のとおり、施設職員、施設利用者及びその家族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該職員、当該利用者又はその家族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 施設職員の印影について

本件対象文書5には、別表のとおり、施設職員の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(4)イで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

### (6) 本件対象文書6

#### ア 施設利用者及びその家族の氏名及び住所並びに施設利用者の主治医の氏名について

本件対象文書6には、別表のとおり、施設利用者及びその家族の氏名及び住所並びに施設利用者の主治医の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、施設利用者、当該利用者の家族又は当該利用者の主治医の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 施設利用者及びその家族の印影

本件対象文書6には、別表のとおり、施設利用者及びその家族の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、施設利用者及びその家族の姓が記録されているもので、当該利用者又はその家族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 施設利用者の急変時の延命処置の希望の有無について

本件対象文書6には、施設利用者の急変時の延命処置の希望の有無が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、施設利用者が急変時に延命処置を希望するかどうかという個人の内心に関する個人の人格にも結びつく情報であり、また、その記載をした当該利用者の家族の個人の機微に関する情報であることから、公にすることにより、当該利用者及びその家族個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 本件対象文書7

ア 居宅サービス利用者の氏名、生年月日及び住所並びに居宅サービス計画作成者の氏名について

本件対象文書7には、別表のとおり、介護保険のサービスである居宅サービス利用者の氏名、生年月日及び住所並びに居宅サービス計画作成者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該利用者又は当該計画作成者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 居宅サービス利用者の印影について

本件対象文書7には、別表のとおり、居宅サービス利用者の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示として

いる。

上記情報は、居宅サービス利用者の姓が記録されているもので、当該利用者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(8) 本件対象文書8及び同9

居宅サービス利用者の氏名について

本件対象文書8及び同9には、別表のとおり、居宅サービス利用者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(7)アで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(9) 本件対象文書10

ア 居宅サービス利用者の氏名、生年月日及び住所並びに居宅サービス計画作成者の氏名について

本件対象文書10には、別表のとおり、居宅サービス利用者の氏名、生年月日及び住所並びに居宅サービス計画作成者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(7)アで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 居宅サービス利用者の家族の氏名について

本件対象文書10には、別表のとおり、居宅サービス利用者の家族の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、当該利用者の家族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 居宅サービス利用者の家族の印影について

本件対象文書10には、別表のとおり、居宅サービス利用者の家族の印影が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、居宅サービス利用者の家族の姓が記録されているもので、当該利用者の家族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

また、上記情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### (10) 本件対象文書11及び同12

##### 居宅サービス利用者の氏名について

本件対象文書11及び同12には、別表のとおり、居宅サービス利用者の氏名が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、上記(7)アで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月 5日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年 1月23日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年12月17日	審議
平成31年 1月28日	審議

別表

対象文書	不開示部分
本件対象文書1	監査に対応した施設職員の「氏名」及び「役職」
本件対象文書2	施設で発生した事故の当事者の「氏名（ふりがな）」、「年齢」及び「生年月日」
本件対象文書3	経過記録（1枚目から5枚目）中、 施設利用者の「氏名」、経過記録者の「印影」及び「経過記録が記載された部分」
	経過記録（6枚目）中、 施設利用者の「氏名」及び経過記録者の「印影」
本件対象文書4	施設職員の「氏名」及び「印影」並びに 施設利用者の「氏名」
本件対象文書5	施設職員の「氏名」及び「印影」並びに 施設利用者及びその家族の「氏名」
本件対象文書6	施設利用者及びその家族の「氏名」、「印影」及び「住所」並びに 施設利用者の主治医の「氏名」並びに 施設利用者の「急変時の延命処置の希望の有無」
本件対象文書7	居宅サービス利用者の「氏名」、「生年月日」、「住所」及び「印影」並びに 居宅サービス計画作成者の「氏名」
本件対象文書8	居宅サービス利用者の「氏名」
本件対象文書9	居宅サービス利用者の「氏名」

対象文書	不開示部分
本件対象文書 1 0	居宅サービス利用者の「氏名」、「生年月日」及び「住所」並びに 居宅サービス計画作成者の「氏名」並びに 居宅サービス利用者の家族の「氏名」及び「印影」
本件対象文書 1 1	居宅サービス利用者の「氏名」
本件対象文書 1 2	居宅サービス利用者の「氏名」

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)